

わがまち特例 改正資料 (令和5年度)

No	地方税法 349条の3	市税条例 61条の2	説明	取得期限	適用 年限	参酌 割合	都計 割合	備考	都計条例 附則
1	第27項	1項	家庭的保育事業	永年	/	1/2			
2	第28項	2項	居宅訪問型保育事業	永年	/	1/2			
3	第29項	3項	事業所内保育事業	永年	/	1/2			
No	地方税法項号 附則第15条	市税条例 附則第10条の2	説明	取得期限	適用 年限	参酌 割合	都計 割合	備考	都計条例 附則
1	2項1号	1項	汚水処理または廃液処理施設	R6.3.31	/	1/2			
2	2項5号	2項	下水道除害施設	R6.3.31	/	4/5			
3	15項 →14項 同項ただし 書き分	3項	都市再生緊急整備地域において取得した施設 特定都市再生緊急整備地域分	R5.3.31 →R8.3.31	5	3/5 1/2	3/5 1/2	延長	4項
4	22項 →21項	4項	臨港地区における償却資産	R6.3.31	4	1/2			
5	23項 →22項	5項	指定避難施設避難用部分に係る固定資産税	R6.3.31	5	2/3			
6	23項 →22項	6項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6.3.31	5	1/2			
7	23項 →22項	7項	津波防災地域の協定避難用部分に係る固定資産	R6.3.31	5	1/2			
8	24項 →23項	8項	指定避難用償却資産	R6.3.31	5	2/3			
9	24項 →23項	9項	協定避難用償却資産	R6.3.31	5	1/2			
10	26項 →25項	10項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 (1,000Kw未満)	R6.3.31	3	2/3			
11	26項 →25項	11項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備 (20Kw以上)	R6.3.31	3	2/3			
12	26項 →25項	12項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備 (1,000Kw未満)	R6.3.31	3	2/3			
13	26項 →25項	13項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備 (10,000Kw以上20,000Kw未満)	R6.3.31	3	2/3			
14	26項 →25項	14項	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 (1,000Kw以上)	R6.3.31	3	3/4			
15	26項 →25項	15項	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備 (20Kw未満)	R6.3.31	3	3/4			
16	26項 →25項	16項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備 (5,000Kw以上)	R6.3.31	3	3/4			
17	26項 →25項	17項	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備 (5,000Kw未満)	R6.3.31	3	1/2			
18	26項 →25項	18項	特定再生可能エネルギー発電設備 地熱発電設備 (1,000Kw以上)	R6.3.31	3	1/2			
19	26項 →25項	19項	特定再生可能エネルギー発電設備 バイオマス発電設備 (10,000Kw未満)	R6.3.31	3	1/2			
20	29項 →28項	20項	浸水想定区域内浸水防止用設備に係る固定資産	R5.3.31 →R8.3.31	5	2/3		延長	
21	33項 →32項	21項	特定事業所内保育施設	R5.3.31 →R6.3.31	5	1/2	1/2	延長	5項
22	34項 →33項	22項	緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の土地	R5.3.31 →R7.3.31	3	2/3	2/3	延長	6項
23	39項 →38項	23項	浸水被害軽減地区内にある土地	R5.3.31 →R8.3.31	3	2/3	2/3	延長	7項
24	43項 →42項	24項	認定事業者が設置した雨水貯留浸透施設	R6.3.31	5	1/3			
25	44項 →43項	25項	貯留機能保全区域の指定を受けた土地	R7.3.31	3	3/4	3/4		8項
26	附則15条の8 第2項	26項	高齢者向け住宅である貸家住宅	R5.3.31 →R7.3.31	/	2/3		延長	
27	附則15条の9 の3	27項	大規模の修繕等が行われたマンション	R7.3.31	1	1/3		新規	
27	附則64条	27項	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	R5.3.31	3	0		廃止	